

平成20年度	平成21年度
<p>別紙様式第4</p> <p>市町村長 殿 特別区区长</p> <p>番 平成 年 月 日</p> <p>号</p> <p>法人名</p> <p>代表者名</p> <p>平成 年 月 日 厚生労働省発雇見第 号により交付決定があつた平成20年度次世代育成支援対策交付金について、次世代育成支援対策交付金交付要綱6(2)イ(オ)の規定に基づき、下記のとおり報告する。</p> <p>1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額 又は事業実績報告額</p> <p>2 消費税額及び地方消費税額の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要交付金返還相当額)</p> <p>金 円</p> <p>注：別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)</p>	<p>別紙様式第4</p> <p>市町村長 殿 特別区区长</p> <p>番 平成 年 月 日</p> <p>号</p> <p>法人名</p> <p>代表者名</p> <p>平成 年 月 日 厚生労働省発雇見第 号により交付決定があつた平成 年度次世代育成支援対策交付金について、次世代育成支援対策交付金交付要綱6(2)イ(オ)の規定に基づき、下記のとおり報告する。</p> <p>1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額 又は事業実績報告額</p> <p>2 消費税額及び地方消費税額の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要交付金返還相当額)</p> <p>金 円</p> <p>注：別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)</p>
<p>平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書</p> <p>平成 年 月 日 厚生労働省発雇見第 号により交付決定があつた平成 年度次世代育成支援対策交付金について、次世代育成支援対策交付金交付要綱6(2)イ(オ)の規定に基づき、下記のとおり報告する。</p> <p>1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額 又は事業実績報告額</p> <p>2 消費税額及び地方消費税額の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要交付金返還相当額)</p> <p>金 円</p> <p>注：別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)</p>	<p>平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書</p> <p>平成 年 月 日 厚生労働省発雇見第 号により交付決定があつた平成 年度次世代育成支援対策交付金について、次世代育成支援対策交付金交付要綱6(2)イ(オ)の規定に基づき、下記のとおり報告する。</p> <p>1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額 又は事業実績報告額</p> <p>2 消費税額及び地方消費税額の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要交付金返還相当額)</p> <p>金 円</p> <p>注：別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)</p>

資料5 「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び
評価基準について」新旧対照表（案）

「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」新旧対照表（案）

平成20年度	平成21年度
<p>市町村長 各 殿 特別区区长</p> <p>雇用発第 1128003 号 平成20年11月28日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について</p> <p>次世代育成支援対策交付金の交付額の算定に際しては、以下に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価をし、各事業及び取組内容に応じた基準点数を【別表】評価に対する基準点数表（以下「基準点数表」という。）のとおり定めたとその旨通知する。</p> <p>なお、この通知は平成20年4月1日から適用する。</p>	<p>市町村長 各 殿 特別区区长</p> <p>雇用発第 1128003 号 平成20年11月28日 <u>第一次改正 雇用発第 ※ 号</u> <u>平成21年 ※月 ※日</u></p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について</p> <p>次世代育成支援対策交付金の交付額の算定に際しては、以下に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価をし、各事業及び取組内容に応じた基準点数を【別表】評価に対する基準点数表（以下「基準点数表」という。）のとおり定めたとその旨通知する。</p> <p>なお、この通知は平成20年4月1日から適用する。</p>

平成20年度	平成21年度
<p>1 平成20年11月28日厚生労働省発雇児第1128002号厚生労働事務次官通知「次世代育成支援交付金の国庫補助について」の別紙「次世代育成支援交付金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）の3の（1）特定事業については、次に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価をし、基準点数表の評価1に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。</p> <p>（1）<u>生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）</u></p> <p>① 事業内容</p> <p>すべての乳児がいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、<u>親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることを目的とする事業。</u></p> <p>ア 対象者 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭</p> <p>イ 訪問の時期 対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則とする。</p> <p>ただし、生後4か月までの間に、健康診査等により親子の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合は対象とする。この場合も、少なくとも経過後1か月以内に訪問することが望ましい。</p> <p>ウ 訪問者 訪問者については、特に資格要件は問わない。 保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えない。</p> <p>ただし、訪問に先立って、訪問の目的や内容、留意事項等について必要な研修（講習）を行うものとする。</p> <p>② 実施内容</p> <p>ア 育児に関する不安や悩みの聴取、相談</p> <p>イ 子育て支援に関する情報提供</p> <p>ウ 要支援家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整</p>	<p>1 (略)</p> <p>(1) <u>乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）</u></p> <p>① 事業内容</p> <p>すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、<u>子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業（児童福祉法第6条の2第4項に規定される事業）。</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 訪問者 訪問者については、保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えない。</p> <p>ただし、訪問に先立って、訪問の目的や内容、留意事項等について必要な研修を行うものとする。</p> <p>② 実施内容</p> <p>ア 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握</u></p> <p>エ <u>支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整</u></p>

③ 実施に当たった際の留意事項
 家庭訪問の実施に当たっては、次の点に留意すること。
 ア 出生届や母子健康手帳交付等の機会を活用して、本事業の周知を図るとともに事前に訪問日時の同意を得るよう、訪問を受けやすい環境づくりを進めること。
 イ 訪問者が市町村職員以外の者の場合には、訪問活動によって知り得た情報については、守秘義務を課し、個人情報の保護に万全を期すること。
 ウ 訪問の際は、身分証を提示するなどして市町村からの訪問者であることを明確にすること。
 エ 訪問の際は、親子の状態を最優先に考慮しながら話を進めるとともに、受動的な対応を心がけること。母親の体調の状況等によっては再訪問も考慮すること。
 オ 訪問の際は、地域子育て支援拠点事業の実施場所一覧表を持参するなど、子育てが必要とする身近な地域での様々な子育て支援に関する情報を提供すること。
 カ 訪問結果については、あらかじめ市町村で定めた書式に基づき、市町村の担当部署に報告すること。
 キ 市町村の保健師等専門職が訪問結果についてアセスメントし、支援が必要な家庭か否かを判断すること。
 ④ 研修（講習）
 必要な研修（講習）については、各地域の実情に応じて実施するものとし、実施に当たっては、③の留意事項を踏まえるとともに、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）などを組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。
 ⑤ ケース対応会議
 訪問により支援が必要な家庭に対しては、必要に応じて、個別ケースごとに具体的なサービスの種類や内容等について、訪問者、市町村担当者、医療関係者等によるケース対応会議を開催し、その結果を踏まえ、児童家庭訪問事業等による支援やその他の支援に適切に結びつけることとすること。

③ 研修

訪問者に対して、必ず研修を実施すること。
 研修は、各地域の実情に応じた内容により実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導等を組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。あわせて、個人情報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略しても差し支えないものとする。

④ ケース対応会議

訪問により支援が必要な家庭に対しては、必要に応じて、個別ケースごとに具体的なサービスの種類や内容等について、訪問者、市町村担当者、医療関係者等によるケース対応会議を開催し、その結果を踏まえ、養育支援訪問事業等による支援やその他の支援に適切に結びつけることと。

<p>⑥ 新生児訪問指導等との関係 <u>児童福祉法第21条の10の2第2項により、母子保健法に基づく新生児訪問指導等と併せて本事業を実施することができるが、その場合、②の実施内容を満たす必要があるので十分留意すること。</u></p> <p>⑥ 実施計画 <u>事業を行う年度の実施計画を作成すること。実施計画の作成に当たっては、既に実施している新生児訪問指導や独自の訪問活動の役割分担や活用策について検討し、実効的な計画とすること。</u> <u>なお、本事業及び次の(2)に掲げる養育支援訪問事業は、児童福祉法第21条の10の2第1項により、市町村に対し、その実施について努力義務が課されていることから、できる限り早期の実施に努めること。</u></p>	<p>⑦ 新生児訪問指導等との関係 <u>既に、母子保健法に基づく新生児訪問指導等や独自の訪問活動を実施している市町村において、これらの訪問指導等を活用して本事業を実施する場合、本事業の②の内容を満たす場合は、本事業として取り扱って差し支えないこと。</u></p> <p>⑦ 実施計画 <u>本事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問すること</u> <u>を目的としているが、事業を開始した年度内にこうした目的を達成でき</u> <u>る体制整備が困難な場合も想定されることから、段階的に実施すること</u> <u>も認められるものとする。この場合にあつては、カバー率(対象家庭に</u> <u>対する訪問実績)100%に向けた実施計画を作成することとし、その</u> <u>計画期間は平成21年度までとする。</u> <u>なお、作成に当たっては、既に実施している新生児訪問指導や独自の</u> <u>訪問活動の役割分担や活用策について検討し、実効的な計画とすること。</u></p>
<p>(2) 養育支援訪問事業</p> <p>① 事業内容 <u>乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援すること</u> <u>が特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適当</u> <u>であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産</u> <u>前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養</u> <u>育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、</u> <u>助言その他必要な支援を行う事業(児童福祉法第6条の2第5項に規定</u> <u>される事業)。</u></p> <p>② 実施方法</p> <p>ア 支援の対象 <u>この事業の支援対象は、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により</u> <u>市町村長が訪問による養育支援が必要であると認め、次に掲げるよ</u> <u>うな一般の子育て支援サービスを利用することが難しい家庭を対象と</u> <u>する。</u> <u>(7) 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診及び望まない妊娠等、妊娠期</u> <u>からの継続的な支援を特に必要とする家庭。</u> <u>(1) 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者が、育児ストレ</u> <u>ス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに</u></p>	<p>(2) 育児支援家庭訪問事業</p> <p>① 事業内容 <u>市町村の中核機関において、関係機関等からの情報収集等により把握</u> <u>した養育支援の必要性があると判断した家庭に対し、子育て経験者等に</u> <u>よる育児・家事の援助又は保健師等による具体的な育児支援に関する技</u> <u>術的援助を訪問により実施する事業。</u></p> <p>② 実施方法</p> <p>ア 支援の対象 <u>この事業の支援対象は、生後4か月までの全戸訪問事業の実施その</u> <u>他により市町村長が訪問による養育支援が必要であると認め、次に</u> <u>掲げるような一般の子育て支援サービスを利用することが難しい家</u> <u>庭を対象とする。</u> <u>(7) 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者が、育児ストレ</u> <u>ス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに</u></p>

して不安や孤立感等を抱える家庭、又は虐待のおそれや、そのリスクを抱える家庭。

なお、妊娠前から継続的な支援を必要とする家庭も対象とする。
(イ) ひきこもり等家庭養育上の問題を抱える家庭や、児童が児童養護施設等を退所又は里親委託終了後の家庭復帰等のため、自立に向けたアフターケアが必要な家庭

(ウ) 児童の心身の発達が正常範囲にはなく、又は出生の状況等から心身の正常な発達に関して諸問題を有しており、将来、精神・運動・発達面等において障害を招来するおそれのある児童のいる家庭

イ 支援内容

(7) 家庭内での育児に関する具体的な援助

- a 産褥期の母子に対する育児支援や簡単な家事等の援助
- b 未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導
- c 養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・指導
- d 若年の養育者に対する育児相談・指導
- e 児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援

(イ) 発達相談・訓練指導

家庭における指導が必要な場合には、理学療法士等を派遣して、家庭の状況等に即した発達指導を行う。

ウ 支援の対象者、支援内容の決定方法

この事業の中核となる機関（中核機関）を定め、中核機関において関係機関からの情報提供や状況把握のため、中核機関の実施により養育支援の必要の可能性があると思われる家庭に関する情報の収集を行う。

中核機関は、これらの把握した情報から支援の内容を判断するための一定の指標に基づき、本事業による訪問支援の対象者及び支援の内容を決定する。

なお、この中核機関は、要保護児童対策地域協議会（子

対して強い不安や孤立感等を抱える家庭。

(ウ) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭。

(イ) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭。

イ 支援内容

(7) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠・出産・育児を迎えるための相談・支援

(イ) 出産後間もない時期（おおむね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援

(ウ) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や子の発達保障等のための相談・支援

(イ) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援

ウ 支援内容の決定方法

この事業の中核となる機関（中核機関）を定め、中核機関において関係機関からの情報提供や状況把握のための訪問の実施により養育支援の必要の可能性があると思われる家庭に関する情報の収集を行う。

中核機関は、これらの把握した情報から支援の内容を判断するための一定の指標に基づき、本事業による訪問支援の対象者及び支援の内容を決定する。

なお、この中核機関は、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関がその機能を担うことが望ましい。

どもを守る地域ネットワーク）の調整機関がその機能を担うことが望ましい。

エ 訪問支援の実施者

訪問支援の実施者は、中核機関において立案された支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。

(7) 養育支援の必要の可能性があると思われる家庭に対する育児、家事の援助については、子育てOB(経験者)、ヘルパー等が実施する。

(4) 産後うつ病、育てにくい子ども等複雑な問題を背景に抱えている家庭に対する具体的な育児支援に関する技術指導については、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が実施する。

エ 訪問支援者

(7) 訪問支援者

訪問支援の実施者は、中核機関において立案された支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。

訪問支援者については、専門的相談支援は、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が実施することとし、育児・家事援助については、子育て経験者、ヘルパー等が実施することとする。

なお、複数の訪問支援者が適切な役割分担の下に支援を実施するなど、効果的な支援を行うこと。

(4) 研修

訪問支援者に対して、訪問支援の目的、内容、支援の方法等について、必ず研修を行うこと。

研修は、各地域の実情に応じた内容により実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導等を組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。あわせて、個人情報報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略しても差し支えないものとする。

(3) ファミリー・サポート・センター事業

① 事業内容

ファミリー・サポート・センター事業は、ファミリー・サポート・センター（地域において子ども預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織をいう。以下同じ。）を設立して行う以下に掲げる事業。（ただし、以下の(7)～(9)全ての事業員数100人相当以上のファミリー・サポート・センターを対象とする。）

(7) 会員の募集、登録その他の会員組織業務

(4) 相互援助活動の調整等

(3) ファミリー・サポート・センター事業

① 基本事業

ア 事業内容

ファミリー・サポート・センター（地域において子ども預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織をいう。以下同じ。）を設立して行う以下に掲げる事業。（ただし、以下の(7)～(9)全ての事業員数100人相当以上のファミリー・サポート・センターを対象とする。）

(7) (略)

(4) (略)

(ウ) 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催

(エ) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催

(オ) 子育て支援関連施設・事業（乳児院、保育所、地域子育て支援センター事業、病児・病後児保育事業、子育て支援事業、児童館等）との連絡調整

イ 相互援助活動は、

(ア) 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり

(イ) 保育施設までの送迎

(ウ) 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり

(エ) 学校の放課後の子どもの預かり

(オ) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり

(カ) 買い物等外出の際の子どもの預かり等の活動とする。

② ファミリー・サポート・センターの設置について

ア 本部の設置について
各市町村1か所設置できること。

イ 支部の設置について
政令指定都市については区ごとに1か所、本部のほかに支部を設置することができること。
ただし、合併した市町村において、合併前の旧市町村単位で支部を設置する場合には、事業の規模にかかわらず特例として支部を設置することができるものとする。

③ アドバイザーの配置について
ファミリー・サポート・センターには、アドバイザー（相互援助活動の調整等の事務を行う者をいう。以下同じ。）を配置すること。
また、ファミリー・サポート・センターの事業規模に応じて、会員の中からサブ・リーダーを配置することも

(ウ) (略)

(エ) (略)

(オ) 子育て支援関連施設・事業（保育所、児童館、乳児院、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業等）との連絡調整

イ 相互援助活動の内容

(ア) (略)

(イ) (略)

(ウ) (略)

(エ) (略)

(オ) (略)

(カ) (略)

ウ ファミリー・サポート・センターの設置について

(ア) (略)

(イ) (略)

エ 実施方法

(ア) (略)

差し支えないこと。

④ ファミリー・サポート・センターの運営について

ア 会則の制定
 市町村は、あらかじめ相互援助事業の実施に必要な事項を規定したファミリー・サポート・センターの会則を制定すること。

イ アドバイザー及びサブ・リーダーの業務
 (7) アドバイザーの業務は、次のとおりであること。

a ファミリー・サポート・センターの事業内容の周知、啓発

b 会員の募集、登録

c 会員の統括

d サブ・リーダーの選任

e サブ・リーダーの育成指導

f 会員の相互援助の調整

g 会員に対する講習会及び会員の交流会の実施

h 会員間のトラブルへの助言

i 他のセンター、支部、子育て関連施設・事業等との連絡調整

j ファミリー・サポート・センターの経理事務等の業務運営

(イ) サブ・リーダーの業務は、次のとおりであること。

a グループ会員の統括

b グループ会員の募集

c アドバイザーとの連絡調整

d グループ会員との連絡調整

e アドバイザーの指示を受け、会員の相互援助の調整

f 各グループのサブ・リーダーとの連絡調整

ウ 会員の登録
 会員の登録に関しては、1年ごとに更新・整理することが望ましいこと。

エ 会員間で行う相互援助活動
 会員間で行う相互援助活動は、子どもの預かり等の

(イ) (略)

削除

(ウ) (略)

(エ) (略)

援助を行いたい者と援助を受けたい者との請負又は
準委任契約に基づくものであること。

オ 保険の加入

会員が行う相互援助活動中の子どもの事故に備え、
補償保険に加入するものとすること。

カ 子どもの預かりの場所

子どもを預かる場所は、原則として援助を提供する
会員の自宅とすること。

ただし、子どもの預かり等の援助を行いたい者と援
助を受けたい者との間で合意がある場合は、この限り
でないこと。

キ 複数預かりの実施

相互援助活動の実施に当たっては、子どもの預かり
等の援助を行いたい者は1人又は複数の援助を受け
たい者の子どもを預かることができること。

なお、小学校就学の始期に達するまでの子どもを預
かる場合には、原則として5人以下とし、6人以上を
預かる場合には児童福祉法（昭和22年法律第164
号）第59条の2に定める届け出を行わなければならない。

ク 援助活動に対する報酬

援助活動に対する報酬は、原則としてその会員相互
間で決定するものであるが、報酬の目安として制度の
趣旨、地域の実情等を反映した適正と認められる額を
会則等で定めることができるものとする。

（オ）（略）

（カ）（略）

（キ）複数預かりの実施

相互援助活動の実施に当たっては、子どもの預か
り等の援助を行いたい者は1人又は複数の援助を受
けたい者の子どもを預かることができること。

なお、小学校就学の始期に達するまでの子どもを
複数預かる場合には、原則として5人以下とし、6
人以上を預かる場合には児童福祉法（昭和22年法
律第164号）第59条の2に定める届け出を行わ
なければならない。

（ク）（略）

② 病児・緊急対応強化モデル事業

ア 事業内容

病児・病後児の預かり、早期・夜間等の緊急時の預
かり、宿泊を伴う預かり等（「病児・病後児の預かり
等」という。以下同じ。）をファミリー・サポート・
センターにおいて行う事業。（ただし、①アの（7）～
（ウ）に加えて以下の事業を実施することとし、会員数
は問わない。）

<p>(7) 会員に対して病児・病後児の預かり等の相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催</p> <p>(イ) 安全に預かり等の活動が実施できるよう医療機関との連携体制の整備</p> <p>(ウ) 早朝・夜間等の急な相互援助の依頼にも対応できる体制の整備</p> <p>イ 相互援助活動の内容</p> <p>(7) 病児・病後児の預かり</p> <p>(イ) 宿泊を伴う子どもの預かり</p> <p>(ウ) 早朝・夜間等の緊急時の子どもの預かり</p> <p>(エ) 上記に伴う保育施設、自宅、病児・病後児保育施設等の間の送迎等の活動とする。</p> <p>ウ 実施方法</p> <p>①エ(7)～(ウ)に加えて、以下の方法によること。</p> <p>(7)会員への講習の実施</p> <p>病児・病後児の預かり等に対応できるよう、別途示す項目、時間を概ね満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うこと。</p> <p>また、フォローアップ研修等の実施により、活動の質の維持、向上に努めること。</p> <p>(イ)医療機関との連携体制の整備</p> <p>a 市町村長は、都道府県医師会、郡市医師会等に対し、本事業への協力要請を行い、医療機関との連携体制を十分に整備すること。</p> <p>b 事業の運営に関し、保健医療面での助言が随時受けられるよう、医療アドバイザーとなる医師をあらかじめ選定すること。</p> <p>c 症状の急変等、緊急時に子どもを受け入れてもらう協力医療機関をあらかじめ選定すること。</p> <p>(ウ)依頼の受付体制について</p> <p>病児・病後児の預かり等に円滑に対応するため、ファミリー・サポート・センターの開所時間の延長、携帯電話による受付、転送電話による受付などにより、1日8時間を超えて依頼の受け付けを行い、相</p>	
---	--

<p>互援助活動の調整ができる体制をとること。</p> <p>(エ)病児・病後児の預かりについての留意事項</p> <p>a 預かる前又は預かった後直ちに、かかりつけ医に受診させ、保護者と協議のうえ、預かりの可否を判断すること。</p> <p>b ①エ(キ)にかかわらず、病児・病後児の預かりは1人までとすること。</p> <p>c アドバイザー等は、病児・病後児の預かりを行う会員、援助を受ける会員、時間、場所、内容を把握し、相互援助活動中に常に連絡のとれる体制をとること。</p> <p>(ウ)近隣市町村住民の利用について 地域の利用者の利便性を考慮し、在勤等の条件を付さずに事業実地市町村以外の住民が会員登録・利用できるように会則等を定め、周知するよう努めること。</p> <p>(カ)事業実施の体制整備について 平成22年度末までに事業を開始する場合は、開始初年度に限り、②のア(7)～(ウ)の取組みを別途評価対象とする。</p>	<p>(4) (略)</p>
<p>(4) 子育て短期支援事業</p> <p>① 事業の種類及び内容 保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設(以下「実施施設」という。)において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業。</p>	<p>ア 短期入所生活援助(ショートステイ)事業</p> <p>(7) 事業内容 市町村は、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護</p>

することが必要な場合等に実施施設において養育・保護を行うものとする。

(イ) 対象者

この事業において対象となる者は、次に掲げる事由に該当する家庭の児童又は母子等とする。

- a 児童の保護者の疾病
- b 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由
- c 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- d 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- e 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

(ウ) 利用期間

養育・保護の期間は7日以内とする。ただし、市町村が必要があると認められた場合には、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができる。

イ 夜間養護等（トワイライステイ）事業

(7) 事業内容

市町村は、保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うものとする。

(イ) 対象者

この事業において対象となる者は、保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童とする。

② 実施場所

この事業は、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に保護することができ施設で実施するものとする。

③ 実施方法

ア 児童等の近隣に実施施設がないこと等により必要な養育・保護を行うことが困難である場合には、実施施設は、あらかじめ登録している保育士、里親等（市町村が適当と認められた者。以下「里親等」という。）に委託することができるとする。

イ 実施施設において、保育士、里親等に委託する場合には、委託された者の居室において又は当該児童の居室に派遣して養育・保護を行うものとする。

ウ 実施施設は、児童の養育に経験を有する保育士、里親等を複数登録しておくこと。

エ 夜間養護等（トワイライストステイ）事業の実施施設は、児童等の安全性の確保等のため、保育所や学校、居室等への児童の送迎に努めること。

(5) 延長保育促進事業

① 事業の種類及び内容

就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、児童福祉法第39条に規定する、市町村以外の者の設置する保育所（以下「民間保育所」という。）の開所時間を超えた保育を行う事業。

ア 延長保育促進事業（基本分）

イの事業を実施する民間保育所における保育士配置の充実を図ることにより、11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応の推進を図るもの。

イ 延長保育事業（加算分）

民間保育所の11時間の開所時間の前後の時間において、さらに30分以上の延長保育を実施するもの。

② 実施方法

ア 延長時間の定義

延長時間の定義は次のとおりとすること。
なお、同一保育所又は送迎保育ステーションにおいて開所時間の前及び後ろで延長保育を実施する場合

(5) 延長保育促進事業

① (略)

② (略)

は、前後の延長保育時間及び対象児童数を合算することとはせず、前及び後ろそれぞれで延長時間を定めること。

なお、

(7) 1時間延長とは、開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の1日当たり平均対象児童数（以下「平均対象児童数」という。）が6人以上いることをいう。

(4) 2時間延長とは、開所時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が3人以上いることをいう。

(ウ) 3時間以上の延長については、(イ)と同様1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が3人以上いることとする。

(エ) 30分延長とは、上記(7)～(ウ)に該当しないもので、開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が1人以上いることをいう。

なお、(エ)を除き、複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間の区分となること。

また、平均対象児童数とは、年間の上記の延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た数とする。

イ 対象児童

実際に延長保育を利用した保育所入所児童とする。

なお、事業に支障のない範囲内で市町村が適当と認められた児童を対象とできること。

ウ 給食等

対象児童に対し、適宜、間食又は給食等を提供すること。

③ 実施場所

事業の実施場所に当たっては、保育所の他、公共的施

③ (略)

設の空き部屋など適切に事業が実施できる場所を確保すること。

④ 職員配置

①のアの事業を実施するに当たっては、11時間の開所時間内に児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準に規定する保育士のほか、保育士を1名以上追加すること。

また、①のイの事業を実施するに当たっては、延長時間帯に、対象児童数の多さ等に応じて常時2名以上の保育士を配置すること。

⑤ 保護者負担額

①のイの事業を実施するに当たっては、あらかじめ保護者負担額を設定すること。

2 交付要綱の3の(2)その他の事業のうち、次に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価をし、別表（評価に対する基準点数表）の評価2に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。

(1)へき地保育の推進

① 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、開拓地、離島等のへき地における保育を要する児童に対し、必要な保護を行ない、もってこれらの児童の福祉の増進を図ることを目的とすること。

② 実施要件

ア へき地保育所の定義

児童福祉法第39条に規定する保育所を設置することとが著しく困難であると

認められる地域に設置される児童を保育するための施設であって、市町村長が②のウ及びエの基準に適合すると認め指定したものをいう。

イ 入所決定

④ 職員配置

①のアの事業を実施するに当たっては、11時間の開所時間内に児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準に規定する保育士のほか、保育士を1名以上追加すること。

また、①のイの事業を実施するに当たっては、延長時間帯に、対象児童の年齢及び人数に応じて保育士を配置すること。ただし、保育士の数は2名を下ることはできない。

⑤ (略)

2 (略)

(1) (略)

へき地保育所への入所の決定は、市町村長がその地域内における保育を要する児童又は、特に必要があるときはその他の児童につき、行なうものとする。

ウ 設置基準

(7) 設置主体

へき地保育所の設置主体は、市町村とする。

(4) 設置場所

へき地保育所を設置する場所は、次のいずれかでないなければならない。

a へき地教育振興法(昭和29年法律第143号)第5条の2の規定によるへき地手当(以下「へき地手当」という。)の支給の指定をうけているへき地学校の通学区域内であること。

b 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第13条の2第1項又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項の規定による特勤手当(以下「特勤手当」という。)の支給の指定を受けている国又は地方公共団体の公官署の4キロメートル以内にあること。

c へき地手当又は特勤手当の支給の指定を受けることとなる地域内にあること。

d a から c までのいずれかに準ずるものとして市町村長が認める地域内にあること。

エ 設備及び運営の基準

へき地保育所の設備及び運営については、次に掲げる基準によるもののほか、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)の精神を尊重して行なうものとする。

(7) 1日当たり平均入所児童数が10人以上いること。ただし、10人を下回っても、2年間は経過的に対象となること。

なお、1日当たり平均入所児童数とは、年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数とすること。

(4) 公民館、学校、集会所、共同作業所、婦人ホーム、

寺院等の既設建物の一部を用いてへき地保育所を設置する場合には、その設備をそのへき地保育所のために常時使用することができるものでなければならないこと。

(ウ) 保育室、便所及び屋外遊戯場(その附近にあるこれにかかわるべき場を含む。)その他必要な設備を設け、それらの規模は適正な保育ができるように定めると。

(エ) 必要な医療器具、医薬品、ほう帚材料等を備えるほか、必要に応じて楽器、黒板、机、椅子、積木、絵本、砂場、すべり台、ぶらんこ等を備えること。

(オ) 保育士を2人以上置くこと。

ただし、所定の資格を有する者がいない等やむを得ない事情があるときは、うち1人に限り児童の保育に熱意を有し、かつ、心身ともに健全な者をもってこれに代えることができること。

(カ) 保育時間、保育の内容、保護者との連絡方法等については入所児童が健やかに育成されるようその地方の実情に応じて定めること。

(2) 家庭支援推進保育の推進

① 趣 旨

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図ることを目的とする。

② 実施要件

本事業の対象となる保育所は、次のア～エの要件を満たすものであること。

ア 対象児童

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる保育所入所児童。

(2) (略)

イ 受入れ状況
②のアに該当する児童が入所児童の40%以上であること。

なお、②のアに該当する児童であるかについては、市町村が児童の状況や家庭環境について保育所長等の意見を参考としながら、総合的な観点から判断すること。

ウ 保育士の配置

対象保育所に対し、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準に規定する職員のほか本事業の実施のために必要な保育士を配置すること。

エ 実施内容

②のウにより配置された保育士は、②のアに該当する児童に対する指導計画を作成し、計画的に保育に当たるとともに、定期的に家庭訪問をするなど家庭に対する指導を行うこと。

(3) 地域における仕事と生活の調和推進事業

① 趣 旨

子育て支援に関して、行政、子育て支援団体、子育て当事者のみならず、企業も含めて連携・協働を図り、地域における仕事と生活の調和の実現に資する地域ぐるみの子育て支援に関する取組の普及や情報発信を行い、地域ぐるみの子育て意識を醸成する。

② 事業内容等

次のア～ウについて、要件を満たし全て実施した場合にポイント算定対象とする。

ア 連携の場の設置・協働

次世代育成支援対策協議会等を活用するなど、企業を含め行政・市民団体等との連携・協働の場を設置する。

【要件】

次の主体が既存の協議会等の場において連携・協働すること。

・市町村

削除

- ・企業（経済団体含む）
- ・子育て支援団体（NPO法人など）
- ・子育て当事者（サークル団体など）
- ・その他関係機関（都道府県労働局など、市町村が必要と判断する機関）

イ 地域における仕事と生活の調和推進に資する取組の企画・検討・実施

意識の醸成を目的とした地域におけるイベントの企画や、企業の面立支援に向けた取組の検討など、地域における仕事と生活の調和に資する具体的な取組を企画・検討し実施する。

【要件】

連携の場において年間を通じて検討を行い実施に移すこと。

<取組の例>

- ・子育て支援団体や企業等と協働したイベント（例えば、事業主行動計画策定を啓発するためのシンポジウム、研修会等）の実施
- ・企業、店舗等の子育て支援（面立支援）にインセンティブを与えるための行政のバックアップのあり方（企業のイメージアップに資するため、行政が企業の取組をPRする等）など

ウ 情報収集・発信等

仕事と生活の調和に取り組み企業の好事例や自治体の取組等を収集し、地域の子育て支援情報と併せて、シンポジウムや印刷物等において情報発信・PRを行い、意識の啓発等を図る。（子育て支援団体等を積極的に活用）

（ア）情報収集体制の整備・収集

【要件】

都道府県（労働局が事務局）に設置される「仕事と生活の調和推進会議」との連携や、子育て支援団体等と協働し地域企業の取組情報を取材する体制を整えるなど、仕事と生活の調和に取り組み企業の好事例の収集体制を整えること。

（イ）収集した情報の内容

【要件】

都道府県との連携や、子育て支援団体等による取材、協議会

の場における検討の結果実現された取組など、仕事と生活の調和推進に資する取組の情報であること。その他、一般的に知られていないと考えられる子育て支援に資する地域の情報（インフォーマルな情報）なども含むこと。

<情報の例>

○両立支援

- ・両立支援関係の施策情報
- ・ファミリー・フレンドリー企業（地域）の紹介

○インフォーマルな情報

- ・子育て支援団体・NPO法人の取組内容
- ・子育てサークル等自主グループの内容
- ・相談窓口
- ・フリーマーケット情報
- ・託児付き講習会、研修会 など

○その他地域における必要な情報

(ウ) 情報発信・PR

a シンポジウム等の開催による情報発信等

【要件】

子育て支援団体や経済団体（商工会議所等）等と連携し、シンポジウム・フォーラム等の開催や、地域における活動への参加などにより、収集した情報の発信や企業の取組のPR等を年間を通じて行い、地域における仕事と生活の調和推進のための意識啓発等を図る。

b 印刷物の配布等による情報発信等

【要件】

情報発信等に当たっては、特に乳幼児のいる子育て家庭が情報の入手をしやすい方策をとること。例えば、母子手帳交付時や乳幼児検診、こんにちは赤ちゃん事業を活用した印刷物の配布や、子育て情報に関するHPの活用など。

(3) 次世代育成支援人材養成事業

① 趣 旨

核家族化等により子育てに不安を持つ世帯の増加や地域・家族における子育て力の低下が認められることから、子育て支援サービスの充実を

<p>図っていく必要がある中、地域力を活用した子育て支援の充実は重要であり、それを支える質の確保された人材の養成研修を行う。</p> <p>③ <u>事業内容等</u> <u>次のア及びイのいずれか又は両方とも実施した場合にポイント算定対象とする。</u></p> <p>ア <u>地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、親の子育てを支援するコーデイネーター的役割を果たす者の養成</u> (ア) <u>子育て中の親のニーズの多様化と支援の意義</u> (イ) <u>子育て支援に関わる各施設との連携のあり方</u> (ウ) <u>リスクマネジメント（虐待対応（つなぎ）など）</u> <u>などを中心として、コーデイネーターとして必要な理解や知識などを得るための研修を行う。</u></p> <p>イ <u>地域で行われる子育て支援事業に参画する者の養成</u> (ア) <u>地域における子育て支援の必要性への理解</u> (イ) <u>保育の理解と援助</u> <u>などを中心として、子育て支援に関する基本的な理解や知識などを得るための研修を行う。</u> <u>（子育て支援事業の例）</u> <u>地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業など</u></p>	<p>(4) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>基本事業</u></p> <p>ア <u>職員の配置</u> <u>調整機関に、職員（非常勤職員等を含む）を配置すること。</u></p>
<p>(4) <u>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</u></p> <p>① <u>趣 旨</u> 市町村において、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）（以下「地域ネットワーク」という。）の要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等（以下「地域ネットワーク構成員」という。）の専門性強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。</p> <p>② <u>事業内容</u></p> <p>ア <u>基本事業</u> <u>調整機関に職員を配置する市町村に対し、専門性の向上を図る取組を行う場合に交付する。</u></p> <p>(7) <u>職員の配置</u> <u>調整機関に、専任職員（非常勤職員等を含む）を原則として配置</u></p>	<p>図っていく必要がある中、地域力を活用した子育て支援の充実は重要であり、それを支える質の確保された人材の養成研修を行う。</p> <p>③ <u>事業内容等</u> <u>次のア及びイのいずれか又は両方とも実施した場合にポイント算定対象とする。</u></p> <p>ア <u>地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、親の子育てを支援するコーデイネーター的役割を果たす者の養成</u> (ア) <u>子育て中の親のニーズの多様化と支援の意義</u> (イ) <u>子育て支援に関わる各施設との連携のあり方</u> (ウ) <u>リスクマネジメント（虐待対応（つなぎ）など）</u> <u>などを中心として、コーデイネーターとして必要な理解や知識などを得るための研修を行う。</u></p> <p>イ <u>地域で行われる子育て支援事業に参画する者の養成</u> (ア) <u>地域における子育て支援の必要性への理解</u> (イ) <u>保育の理解と援助</u> <u>などを中心として、子育て支援に関する基本的な理解や知識などを得るための研修を行う。</u> <u>（子育て支援事業の例）</u> <u>地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業など</u></p>

<p>なお、専任職員（非常勤職員を含む）は、調整機関が行う業務に影響のない範囲内において、業務量にかかわらず調整機関の業務以外の母子、保育、障害児等を含む児童福祉分野の業務に携わっている者であっても差し支えないものとする。</p> <p>(イ)取組内容</p> <p>(7)の職員の専門性の向上のため、次の取組を行う。</p> <p>a 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合 次の「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」を受講させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会（社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「児童福祉司資格認定通信課程」） ・児童福祉法第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会（都道府県が実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」） <p>b 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合 更に児童虐待への専門性を向上させるため、次の研修を受講させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）が実施する研修 ・都道府県や研修機関等が実施する児童虐待対応研修 <p>イ 付加的事業</p> <p>アの基本事業に加えて、次の(7)～(9)の取組を行う市町村に対して交付する。</p> <p>(7)地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組</p> <p>地域ネットワーク構成員に対し、</p> <p>a アドバイザーとして学識経験者等の専門家を招聘し、児童虐待対応についての共有認識と役割分担等の効果的な運営手法についての研修会・講習会などを開催する。</p> <p>b 地域ネットワークの個別ケース検討会議又は実務者会議に、アドバイザーとして学識経験者等を招き、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受ける。</p>	<p>なお、配置する職員（非常勤職員を含む）は、調整機関が行う業務に影響のない範囲内において兼務職員であっても差し支えないが、母子、保育、障害児等を含む児童福祉分野の業務に従事する者とする。</p> <p>イ 取組内容</p> <p>アの職員の専門性の向上のため、次の取組を行う。</p> <p>a (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会（社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「児童福祉司資格認定通信課程」） ・(略) <p>b (略)</p> <p>③ 付加的事業</p> <p>②の基本事業を実施することを要件に、次のア～ウについて事業を実施する場合、それぞれポイント算定の対象とする。</p> <p>ア 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組</p> <p>地域ネットワーク構成員の専門性向上のため、学識経験者等の専門家を招へいし、児童虐待対応についての共有認識と運営手法についての研修会・講習会などを開催する取組や、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受ける取組。</p>
--	--

c 他市町村の地域ネットワークと情報交換会等を開催し、効果的な運営手法や個別ケースについての支援方法及び進行管理等について充実強化を図る。

(イ) 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組

地域ネットワークと訪問事業（生後4か月までの全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）及び育児支援家庭訪問事業並びに母子保健法に基づく訪問事業をいう。）が、次のとおり連携した取組を行う。

・地域ネットワークの調整機関が育児支援家庭訪問事業の中核機関となり、必要に応じて行う地域ネットワークによる支援内容の協議の結果に基づき、育児支援家庭訪問事業の実施のための進行管理やその他の支援に係る連絡調整を行う。

・生後4か月までの全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）又は母子保健法に基づく訪問事業等により把握された支援対象者の中で、特に地域ネットワークによるケース対応が必要な家庭に対して、地域ネットワークは訪問者と協力して支援を行う。

(ウ) 地域住民への周知を図る取組

地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての地域住民への周知を図るため、次の取組を行う。

a 地域の子育て支援関係者や関係機関等を対象として、講演会やシンポジウムの開催を行い、地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての情報発信を行う。

b 地域ネットワーク活動や訪問事業活動についてのマニュアルや援助事例集、または社会資源名簿（社会資源集）を作成・配布し、周知を図る。

③交付の条件

ア 基本事業

調整機関に一定の専門性を有した職員の配置を促進する取組

②のアの(イ)の a、b の研修を受講した人数に応じてポイントを交付する。

イ 付加的事業

アの基本事業の実施を要件とし、付加的事業の(7)～(ウ)の取組を行った場合に、各々ポイントを加算する。

(7) 地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組

イ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組

地域ネットワークの調整機関が養育支援訪問事業の中核機関となり、必要に応じて行う地域ネットワークによる支援内容の協議の結果に基づき、養育支援訪問事業の実施のための進行管理やその他の支援に係る連絡調整を行う取組や、乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）又は母子保健法に基づく訪問事業等により把握された支援対象者の中で、特に地域ネットワークによるケース対応が必要な家庭に対して、地域ネットワークは訪問者と協力して支援を行う取組。

ウ 地域住民への周知を図る取組

地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての地域住民への周知を図るため、地域の子育て支援関係者や関係機関等を対象として、講演会やシンポジウムの開催を行い、地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての情報発信を行う取組やマニュアル、援助事例集、又は社会資源名簿（社会資源集）を作成・配布し、周知を図る取組。

削除

②のイの(7)の a～c のいずれかを実施する場合に、1市町村あたりのポイントを交付する。

(4)地域ネットワークと訪問事業との連携強化を図る取組

②のイの(4)をいずれも実施する場合に、1市町村あたりのポイントを交付する。

(4)地域住民への周知を図る取組

②のイの(4)の a、b のいずれかを実施する場合に、1市町村あたりのポイントを交付する。

3 交付要綱の3の(2) その他の事業については、次に掲げる要件を備える事業計画である場合は評価をし、別表(評価に対する基準点数表)の評価3に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。ただし、市及び福祉事務所を設置する町村において、平成20年度中に要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)が設置されていない場合には、次に掲げる要件を備える事業に要するすべての経費について、交付の対象としない。

(1) 地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供を行うための取組が事業計画に記載されている。

(2) 以下に掲げる7つの取組のうち3つ以上取り組む場合又は「平成20年6月30日総官企第270号総務省大臣官房企画課長通知「頑張る地方応援プログラム」に係るプロジェクトの募集について(照会)」において策定するプロジェクト上で以下に掲げる7つの取組のいずれかを実施する場合等、基準点数表の評価3に定める基準点数について加算する。

- ① 安心して子どもを生き育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考えられる機会の提供
- 子育てや子育て支援に関する各種のフォーラム、ワークショップの開催や子ども参加型のイベントを実施し、子どもと大人が交流し会える機会の提供などにより、子どもを生き、育てることを社会全体で応援する意識の醸成を図る取組
- ② 老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の

3 交付要綱の3の(2) その他の事業については、次に掲げる要件を備える事業計画である場合は評価をし、別表(評価に対する基準点数表)の評価3に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。ただし、市及び福祉事務所を設置する町村において、平成21年度に要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)が設置されていない場合には、次に掲げる要件を備える事業に要するすべての経費について、交付の対象としない。

(1) (略)

(2) 以下に掲げる7つの取組のうち3つ以上取り組む場合又は総務省が実施する「頑張る地方応援プログラム(※)」において策定するプロジェクトで以下に掲げる7つの取組のいずれかを実施する場合、基準点数表の評価3に定める基準点数について加算する。

※平成20年度は「平成20年6月30日総官企第270号総務省大臣官房企画課長通知「頑張る地方応援プログラム」に係るプロジェクトの募集について(照会)」に基づき実施

① (略)

- 促進地域の高齢者や子育て中の男性、中・高校生などを
含め、老若男女の地域住民が子育て支援活動に主体的に
関わられるようにし、多世代の交流を促進するため、保育
所、児童館、自治会等で地域に開かれた各種子育てに関
わる行事等を開催するなどの取組
- ③ 要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワークを除く。）の設置・
運営
地域における保健・医療・福祉の行政機関、教育委員会、警察、弁護
士、ボランティア団体等の関係機関等から構成する要保護児童対策地域
協議会（虐待防止ネットワークを除く。）を設置し、定期的な連絡検討
会議等の開催など関係機関が連携しながら、地域における児童虐待の発
生予防、早期発見、早期対応及び保護・支援・アフターケアを図るため
の連携した活動を実施する取組
- ④ 子どもたち本人からの電話相談等への対応
児童虐待やいじめ等で思い悩む子ども達に対し、NPO法人等の民
間団体と連携し、子どもたち本人からの電話相談等への対応を行う取
組
- ⑤ 食育の推進
子どもの健やかな食習慣を培い、豊かな人間性を育む
ため、食育推進連絡会を設置するなど保健センター、保
育所、学校等関係機関の連携による取組
- ⑥ 家庭内における子どもの事故防止対策の推進
乳幼児が家庭の浴槽で溺死する事故など多量に発生し、
家庭内における子どもの事故防止のための取組
- ⑦ 思春期保健対策等の推進
住民に身近な市町村において、地域の実情に応じた妊
娠、出産、育児、母子の栄養、思春期等に関する各種母
子保健事業を効果的・効率的に実施することにより、地
域ぐるみで、健やかに子どもを生み育てるための施策を
自主的に進めることを目的とした取組

削除

4 交付要綱の3の(2)の新待機児童ゼロ作戦に基づく保育等のニーズ調査
については、市町村が下記の取組を実施する場合に、交付要綱の5の(2)
に基づき交付額を算定する。

② (略)

③ (略)

④ (略)

⑤ (略)

⑥ (略)

⑦ (略)

(1) 目的

本調査は、保育を中心としたサービスの利用状況や潜在需要も含めた利用希望などの実態を把握し、「新待機児童ゼロ作戦」に基づく3か年の集中重点期間における保育サービス等の利用目標量や施策の立案を行う。

(2) 内容

世帯の状況、父母の就労状況、就労希望、保育サービスの利用時間・種類、今後の利用希望、育児休業制度の利用状況、放課後児童クラブの利用状況等について、あらかじめ抽出した世帯について調査を行う。